

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年5月28日
【発行者名】	T & Dアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤瀬 宏
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番3号
【事務連絡者氏名】	富岡 秀夫
【電話番号】	03-3434-6630
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	ベトナム・ASEAN・バランスファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	継続募集額 220億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成26年11月28日付をもって提出した有価証券届出書（平成27年3月16日付にて提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は、訂正部分を示します。また<更新後>の記載事項は原届出書の更新後の内容を示し、<追加>の記載事項は原届出書の追加の内容を示します。

第一部【証券情報】

（5）申込手数料

<訂正前>

3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

（1）ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの特色

<更新後>

1. 地政学的・人口構造などの優位性を活かし、経済成長を続けているベトナムの株式[※]、および経済規模が拡大しているASEAN地域の債券を主要投資対象とします。

※将来的にはカンボジア、ラオス、ミャンマーの株式に投資を行う可能性があります。

ファンドでは、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーを総称して「インドシナ地域」といいます。



ASEAN（東南アジア諸国連合）概要

1967年にインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5カ国外相がバンコクに参集し、ASEAN設立を宣言する「バンコク宣言」が採択され、ASEANが発足。

その後順次加盟国を増やし、1999年に第6回ASEAN公式首脳会議において、第10番目の国としてカンボジアの加盟が決定したことで東南アジア全域を包括する「ASEAN10」が実現した。

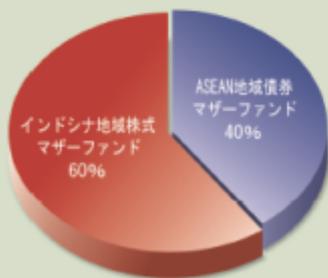
ASEANの目的

1. 域内における経済成長、社会・文化的発展の促進
2. 域内における政治・経済的安定の確保
3. 域内諸問題に関する協力

2. 株式と債券の組入比率は、市場環境、資金動向に応じて機動的に変更します。

株式については、インドシナ地域株式マザーファンドを通じて主としてベトナムの証券取引所に上場・登録等されている銘柄に投資します。ただし、事業展開や投資活動がベトナムを中心に行われている企業（以下「ベトナム関連企業」といいます。）であれば、他の株式市場に上場している銘柄にも投資を行います。また、インドシナ地域の株式に連動する証書、債券等にも投資を行います。

基本的な資産配分比率のイメージ



マザーファンドの組入比率は、投資環境等により、運用者の判断で機動的に変更されますが、基本的に上記の組入比率を目安として運用を行います。

※各マザーファンド内における、株式・債券への組入比率は、市場環境、資金動向に応じて機動的に変更します。

- ベトナム株式市場への投資は、ベトナム株式に連動する証書、債券等を通じて行う場合もあります。
- ASEAN地域の債券への投資は、ASEAN地域債券マザーファンドを通じて主として各国の自国通貨建および米ドル、ユーロなど外貨建の国債、地方債、国営企業債、社債等に投資します。
- 株式の実質組入比率は70%未満とします。

※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

3. マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部を日興アセットマネジメント アジア リミテッドに委託します。

ファンドの実質的運用を行うインドシナ地域株式マザーファンドおよびASEAN地域債券マザーファンドにおける株式・債券等の運用は日興アセットマネジメント アジア リミテッド（所在地：シンガポール、以下「日興アセット（アジア）」ということがあります。）が行います。

■ 運用方法

《株式》 ● 個別企業のボトムアップ調査を中心に、トップダウンによるセクター判断等を加味して運用

《債券》 ● ファンダメンタルズ分析に基づく、カントリーアロケーション(国別投資配分)やデュレーション・マネジメント^(注)を重視した運用

※運用委託先は変更される場合があります。

(注)デュレーション・マネジメントとは、金利の変動を的確に予想し、公社債の値上がり益獲得を目指す運用手法です。

4. 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動の影響を受けます。

※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（３）ファンドの仕組み

委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

<訂正前>

- d．投資顧問会社
日興アセットマネジメント アジア リミテッド
（所在地：シンガポール）
（略）

<訂正後>

- d．投資顧問会社
日興アセットマネジメント アジア リミテッド
（所在地：シンガポール、以下「日興アセット（アジア）」ということがあります。）
（略）

委託会社の概況

<訂正前>

- a．資本金 平成26年9月末日現在 11億円
b．（略）
c．大株主の状況 平成26年9月末日現在
（略）

<訂正後>

- a．資本金 平成27年3月末日現在 11億円
b．（略）
c．大株主の状況 平成27年3月末日現在
（略）

2 投資方針

（２）投資対象

<訂正前>

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）
（略）
（２）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条に定めるものに限ります。）
（略）

<訂正後>

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）
（略）
（２）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
（略）

（３）運用体制

<訂正前>

投資顧問会社の運用体制は以下の通りです。

日興アセットマネジメント アジア リミテッド

（略）

委託会社の運用体制等は平成26年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

投資顧問会社の運用体制は以下の通りです。

（略）

委託会社の運用体制等は平成27年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（５）投資制限

ファンドの信託約款に基づく投資制限

<訂正前>

（略）

- g . (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。
- (2) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- (3) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（略）

<訂正後>

（略）

- g . (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の証券取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。
- (2) 委託会社は、信託財産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の証券取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- (3) 委託会社は、信託財産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の証券取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（略）

1. デリバティブ取引の管理

デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

（略）

（参考）マザーファンドの概要

（１）投資方針

インドシナ地域株式マザーファンド

<訂正前>

運用にあたっては、日興アセットマネジメント アジア リミテッドに運用の指図に関する権限の一部を委託します。

<訂正後>

運用にあたっては、日興アセット（アジア）に運用の指図に関する権限の一部を委託します。

ASEAN地域債券マザーファンド

<訂正前>

運用にあたっては、日興アセットマネジメント アジア リミテッドに運用の指図に関する権限の一部を委託します。

<訂正後>

運用にあたっては、日興アセット（アジア）に運用の指図に関する権限の一部を委託します。

（２）投資対象

<訂正前>

各マザーファンド共通です。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a．次に掲げる特定資産

（略）

（２）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条に定めるものに限ります。）

（略）

<訂正後>

各マザーファンド共通です。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a．次に掲げる特定資産

（略）

（２）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

（略）

（３）投資制限

<訂正前>

以下は各マザーファンド共通です。

（略）

a．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。

b．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

c．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（略）

<訂正後>

以下は各マザーファンド共通です。

（略）

a．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の証券取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。

b．委託会社は、信託財産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の証券取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

- c. 委託会社は、信託財産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の証券取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（略）

デリバティブ取引の管理

デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

3 投資リスク

(3) リスクの管理体制

<訂正前>

投資顧問会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、運用委託先の運用体制や運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等の適切性についてモニタリングを行います。また、ファンドのパフォーマンス評価・分析および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

日興アセットマネジメント アジア リミテッド

（略）

委託会社のリスクの管理体制は平成26年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

委託会社は、運用委託先の運用体制や運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等の適切性についてモニタリングを行います。また、ファンドのパフォーマンス評価・分析および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

投資顧問会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。

（略）

委託会社のリスクの管理体制は平成27年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<更新後>

《参考情報》

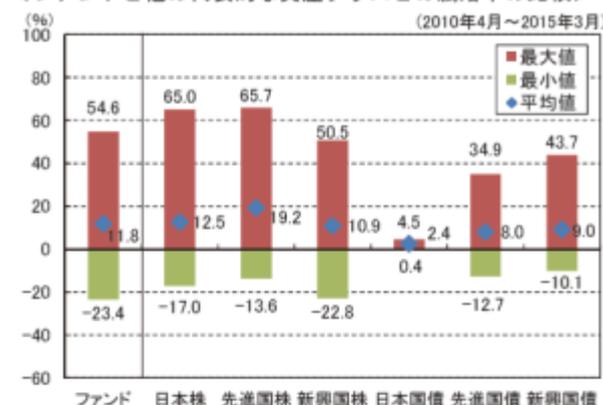
代表的な資産クラスとの騰落率の比較

＜ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移＞



(注) ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

＜ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞



- * 右のグラフは、2010年4月から2015年3月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- * 右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- * 上記の騰落率は2015年3月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

○各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株・・・MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI 国債
- 先進国債・・・シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

- * 詳細は「指数に関して」をご参照ください。

●指数に関して

○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) とは、東証第一部上場全銘柄の時価総額を基準時の時価総額で除して算出したわが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIX に関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI コクサイ・インデックスは MSCI が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI が開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村証券株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、対象インデックスを用いて行われる T&D アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、シティグループ・インデックス LLC が開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はシティグループ・インデックス LLC に帰属します。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイドは、JP モルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権は JP モルガン社に帰属します。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

＜訂正前＞

3.24% (税抜3.0%) を上限として、販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

3.24%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

(3) 信託報酬等

<訂正前>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.944%（税抜1.8%）を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

(年率)

委託会社	1.1556%（税抜1.07%）
販売会社	0.702%（税抜0.65%）
受託会社	0.0864%（税抜0.08%）

委託会社の受ける報酬には、マザーファンドの運用委託に係る投資顧問会社に支払う報酬（信託財産に属する各マザーファンドの時価総額に対し年0.65%）が含まれています。

(略)

<訂正後>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.944%（税抜1.8%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率]

(年率)

支払先	信託報酬率	対価の内容
委託会社	1.1556%（税抜1.07%）	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.702%（税抜0.65%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.0864%（税抜0.08%）	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

委託会社の受ける信託報酬には、日興アセット（アジア）に支払う投資顧問料を含みます。

(略)

(4) その他の手数料等

<訂正前>

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(略)

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（税込）、組入資産の保管等に要する費用等は、信託財産が負担します。

(略)

<訂正後>

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

(略)

証券取引に伴う手数料、組入資産の保管等に要する費用等は信託財産中から支弁します。

(略)

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(略)

上記は、平成26年9月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

（略）

<訂正後>

（略）

上記は、平成27年4月1日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

（略）

5 運用状況

<更新後>

(1) 投資状況

資産の種類別、地域別の投資状況

（平成27年3月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,567	93.63
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	174	6.37
合計（純資産総額）	-	2,741	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄（全銘柄）

（平成27年3月31日現在）

	国名	種類	銘柄名	数量（口）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	親投資信託 受益証券	インドシナ地域株式 マザーファンド	1,272,438,784	1.2391 1,576,782,403	1.1957 1,521,455,054	55.51
2	日本	親投資信託 受益証券	A S E A N地域債券 マザーファンド	827,107,205	1.1504 951,565,264	1.2635 1,045,049,953	38.13

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b. 投資有価証券の種類別比率

（平成27年3月31日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	93.63
合計	93.63

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成27年3月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第1期 計算期間 (平成20年8月28日現在)	10,847	10,847	0.9462	0.9462
第2期 計算期間 (平成21年8月28日現在)	4,824	4,824	0.8643	0.8643
第3期 計算期間 (平成22年8月30日現在)	3,940	3,940	0.7055	0.7055
第4期 計算期間 (平成23年8月29日現在)	2,355	2,355	0.6105	0.6105
第5期 計算期間 (平成24年8月28日現在)	2,319	2,319	0.6490	0.6490
第6期 計算期間 (平成25年8月28日現在)	3,054	3,054	0.9497	0.9497
平成26年3月末日	2,253	-	1.2158	-
平成26年4月末日	2,105	-	1.1917	-
平成26年5月末日	2,064	-	1.1416	-
平成26年6月末日	2,138	-	1.1609	-
平成26年7月末日	2,318	-	1.1873	-
第7期 計算期間 (平成26年8月28日現在)	2,040	2,425	1.0598	1.2598
平成26年8月末日	2,087	-	1.0630	-
平成26年9月末日	2,539	-	1.0912	-
平成26年10月末日	2,538	-	1.0703	-
平成26年11月末日	2,729	-	1.1250	-
平成26年12月末日	2,845	-	1.0938	-
平成27年1月末日	2,807	-	1.1161	-
平成27年2月末日	2,806	-	1.1412	-
平成27年3月末日	2,741	-	1.0768	-

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期 計算期間(平成20年8月28日)	0.0000
第2期 計算期間(平成21年8月28日)	0.0000
第3期 計算期間(平成22年8月30日)	0.0000
第4期 計算期間(平成23年8月29日)	0.0000
第5期 計算期間(平成24年8月28日)	0.0000
第6期 計算期間(平成25年8月28日)	0.0000
第7期 計算期間(平成26年8月28日)	0.2000

収益率の推移

	収益率(%)
--	--------

第1期 計算期間（平成19年8月28日～平成20年8月28日）	5.38
第2期 計算期間（平成20年8月29日～平成21年8月28日）	8.66
第3期 計算期間（平成21年8月29日～平成22年8月30日）	18.37
第4期 計算期間（平成22年8月31日～平成23年8月29日）	13.47
第5期 計算期間（平成23年8月30日～平成24年8月28日）	6.31
第6期 計算期間（平成24年8月29日～平成25年8月28日）	46.33
第7期 計算期間（平成25年8月29日～平成26年8月28日）	32.65
第8期 計算期間中（平成26年8月29日～平成27年3月31日）	1.60

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第8期計算期間中については平成27年3月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1万口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）設定及び解約の実績

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（平成19年8月28日～平成20年8月28日）	14,499,227,445	3,035,422,512
第2期 計算期間（平成20年8月29日～平成21年8月28日）	86,456,318	5,969,532,782
第3期 計算期間（平成21年8月29日～平成22年8月30日）	2,219,871,315	2,215,910,443
第4期 計算期間（平成22年8月31日～平成23年8月29日）	400,992,108	2,127,746,898
第5期 計算期間（平成23年8月30日～平成24年8月28日）	1,126,408,363	1,410,520,500
第6期 計算期間（平成24年8月29日～平成25年8月28日）	4,215,127,977	4,573,325,747
第7期 計算期間（平成25年8月29日～平成26年8月28日）	1,118,890,273	2,409,596,213
第8期 計算期間中（平成26年8月29日～平成27年3月31日）	1,396,404,113	775,727,205

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

（参考）マザーファンドの状況

インドシナ地域株式マザーファンド

（１）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（平成27年3月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
株式	ベトナム	1,063	69.84
オプション証券等	アメリカ	339	22.29
コール・ローン、その他の資産 （負債差引後）	日本	119	7.87
合計（純資産総額）	-	1,521	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄（全銘柄）

（平成27年3月31日現在）

	国名	種類	通貨	業種	銘柄名	数量 (株)	簿価単価 (現地通貨) 簿価金額 (円)	時価単価 (現地通貨) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ベトナム	株式	ドン	銀行	JSC BANK FOR FOREIGN TRADE	661,050	30,653.06 113,473,949	35,100.00 129,935,988	8.54
2	ベトナム	株式	ドン	食品・飲料・タバコ	MASAN GROUP CORP	271,600	82,916.16 126,112,162	77,000.00 117,113,920	7.70
3	ベトナム	株式	ドン	不動産	VINGROUP JSC	425,141	54,343.55 129,380,574	46,600.00 110,944,795	7.29
4	ベトナム	株式	ドン	小売	MOBILE WORLD INVESTMENT CORP	173,138	91,546.35 88,760,853	107,000.00 103,744,289	6.82
5	アメリカ	オプション 証券等	US ドル	-	CITIGRP-CW15 HAU GIANG PHAR	204,599	4.49 110,443,283	4.18 102,772,246	6.75
6	アメリカ	オプション 証券等	US ドル	-	CITIGRP-CW15 VIETNAM DAIRY	142,640	5.29 90,778,993	4.88 83,648,318	5.50
7	ベトナム	株式	ドン	テクノロジー・ ハードウェアおよび 機器	FPT CORP	303,346	55,000.00 93,430,568	48,400.00 82,218,899	5.40
8	アメリカ	オプション 証券等	US ドル	-	CITIGRP-CW15 BINH MINH PLAS	179,718	3.28 70,988,391	3.67 79,259,933	5.21
9	アメリカ	オプション 証券等	US ドル	-	CITI-CW15 HO CHININH C	415,347	1.77 88,344,680	1.47 73,371,006	4.82
10	ベトナム	株式	ドン	各種金融	SAIGON SECURITIES INC	562,560	23,500.00 74,032,896	20,000.00 63,006,720	4.14
11	ベトナム	株式	ドン	エネルギー	PETROVIETNAM DRILLING AND WE	238,019	88,914.31 118,514,452	44,300.00 59,047,753	3.88
12	ベトナム	株式	ドン	素材	HATIEN 1 CEMENT JSC	482,910	20,943.51 56,637,460	20,600.00 55,708,497	3.66
13	ベトナム	株式	ドン	素材	HOA PHAT GROUP JSC	219,527	59,356.83 72,970,390	44,000.00 54,091,452	3.56
14	ベトナム	株式	ドン	公益事業	PETROVIETNAM GAS JOINT STOCK	127,040	111,122.88 79,055,483	64,000.00 45,531,136	2.99
15	ベトナム	株式	ドン	エネルギー	PETROVIETNAM TECHNICAL SERVI	368,000	40,999.75 84,492,284	22,000.00 45,337,600	2.98
16	ベトナム	株式	ドン	素材	PETROVIETNAM FERT & CHEMICAL	233,880	33,200.00 43,482,969	29,000.00 37,982,112	2.50
17	ベトナム	株式	ドン	資本財	REFRIGERATION ELECTRICAL ENG	222,970	28,600.00 35,710,875	26,100.00 32,589,295	2.14
18	ベトナム	株式	ドン	不動産	NAM LONG INVESTMENT CORP	249,090	18,564.08 25,895,122	17,900.00 24,968,781	1.64
19	ベトナム	株式	ドン	不動産	DAT XANH REAL ESTATE SERVICE	247,460	14,803.60 20,514,474	16,800.00 23,281,036	1.53
20	ベトナム	株式	ドン	不動産	KINH BAC CITY DEVELOPMENT SH	248,550	16,137.19 22,461,044	15,800.00 21,991,704	1.45
21	ベトナム	株式	ドン	各種金融	HAGL JSC	192,524	23,900.00 25,767,412	20,300.00 21,886,128	1.44
22	ベトナム	株式	ドン	運輸	NOIBAI CARGO TERMINAL SER JS	33,420	104,978.83 19,646,999	101,000.00 18,902,352	1.24
23	ベトナム	株式	ドン	各種金融	SAIGON SECURITIES INC(N)	112,512	23,500.00 14,806,579	20,000.00 12,601,344	0.83
24	ベトナム	株式	ドン	不動産	DAT XANH REAL ESTATE SERVICE(NEW)	17,322	14,803.59 1,435,995	16,800.00 1,629,653	0.11
25	ベトナム	株式	ドン	食品・飲料・タバコ	KINH DO CORP	2	61,666.66 690	44,500.00 498	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b．投資有価証券の種類別及び業種別比率

（平成27年3月31日現在）

種類	業 種	投 資 比 率（％）
株式	不動産	12.02
株式	素材	9.71
株式	銀行	8.54
株式	食品・飲料・タバコ	7.70
株式	エネルギー	6.86
株式	小売	6.82
株式	各種金融	6.41
株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.40
株式	公益事業	2.99
株式	資本財	2.14
株式	運輸	1.24
	小計	69.84
オプション証券等		22.29
合計		92.13

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種（種類）の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ASEAN地域債券マザーファンド

（1）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（平成27年3月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
国債証券	インドネシア	221	21.16
	タイ	216	20.67
	フィリピン	194	18.53
	シンガポール	166	15.85
	マレーシア	157	14.99
	小計	953	91.20
コール・ローン、その他の資産 （負債差引後）	日本	92	8.80
合計（純資産総額）	-	1,045	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（2）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄（全銘柄）

（平成27年3月31日現在）

	国名	通貨	種類	銘柄名	券面総額 (現地通貨)	簿価単価 (現地通貨) 簿価金額 (円)	時価単価 (現地通貨) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)	クー ポン (%)	償還日
1	マレーシア	リンギット	国債証券	MALAYSIA GOVT	3,800,000	101.46 125,154,399	101.14 124,754,167	11.94	4.05	H33.9.30
2	シンガポール	シンガポールドル	国債証券	SINGAPORE GOV'T	1,000,000	105.56 92,206,660	105.83 92,442,505	8.85	3.00	H36.9.1
3	タイ	バーツ	国債証券	THAILAND GOVT	19,000,000	108.05 75,754,067	107.61 75,448,876	7.22	3.63	H35.6.16
4	インドネシア	ルピア	国債証券	INDONESIA GOV'T	7,500,000,000	107.01 73,836,900	106.66 73,598,850	7.04	8.38	H36.3.15
5	タイ	バーツ	国債証券	THAILAND GOVT	15,000,000	102.81 56,909,121	103.11 57,071,385	5.46	3.25	H29.6.16
6	フィリピン	フィリピンペソ	国債証券	PHILIPPINES (REP)	20,000,000	100.49 54,069,000	100.83 54,246,916	5.19	3.90	H34.11.26
7	フィリピン	フィリピンペソ	国債証券	PHILIPPINE GOV'T	20,000,000	100.41 54,024,640	100.64 54,144,320	5.18	2.88	H29.5.22
8	フィリピン	フィリピンペソ	国債証券	PHILIPPINE GOV'T	18,000,000	103.83 50,274,486	103.90 50,310,801	4.81	4.13	H36.8.20
9	インドネシア	ルピア	国債証券	INDONESIA GOV'T	5,000,000,000	85.50 39,330,000	89.07 40,972,200	3.92	5.63	H35.5.15
10	シンガポール	シンガポールドル	国債証券	SINGAPORE GOV'T	450,000	106.96 42,045,922	103.84 40,816,908	3.91	2.88	H41.7.1
11	タイ	バーツ	国債証券	THAILAND GOVT	10,000,000	103.96 38,361,457	106.97 39,474,623	3.78	3.88	H31.6.13
12	インドネシア	ルピア	国債証券	INDONESIA RETAIL	4,000,000,000	103.22 37,988,180	103.20 37,977,600	3.63	8.50	H29.10.15
13	インドネシア	ルピア	国債証券	INDONESIA GOV'T	3,000,000,000	115.68 31,927,680	112.54 31,061,040	2.97	9.00	H41.3.15
14	インドネシア	ルピア	国債証券	INDONESIA GOV'T	3,000,000,000	101.10 27,904,520	106.34 29,349,840	2.81	8.38	H46.3.15
15	タイ	バーツ	国債証券	THAILAND GOVT	7,000,000	103.58 26,757,084	107.10 27,663,930	2.65	3.58	H39.12.17
16	フィリピン	フィリピンペソ	国債証券	PHILIPPINE GOV'T	10,000,000	102.23 27,500,408	102.07 27,456,830	2.63	3.88	H31.11.22
17	シンガポール	シンガポールドル	国債証券	SINGAPORE GOV'T	250,000	108.84 23,767,935	108.54 23,702,422	2.27	3.38	H45.9.1
18	マレーシア	リンギット	国債証券	MALAYSIA GOVT	500,000	102.48 16,632,504	102.06 16,564,338	1.59	4.18	H36.7.15
19	タイ	バーツ	国債証券	THAILAND GOVT	4,000,000	110.33 16,285,619	110.72 16,342,272	1.56	3.85	H37.12.12
20	マレーシア	リンギット	国債証券	MALAYSIA GOVT	500,000	91.95 14,923,485	94.50 15,337,350	1.47	3.84	H45.4.15
21	シンガポール	シンガポールドル	国債証券	SINGAPORE GOV'T	100,000	101.44 8,860,784	99.00 8,647,650	0.83	1.63	H31.10.1
22	インドネシア	ルピア	国債証券	INDONESIA GOV'T	1,000,000,000	92.44 8,504,480	88.87 8,176,040	0.78	6.63	H45.5.15
23	フィリピン	フィリピンペソ	国債証券	PHILIPPINE GOV'T	3,000,000	89.63 7,233,141	92.78 7,487,346	0.72	3.63	H45.3.21

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b. 投資有価証券の種類別比率

(平成27年3月31日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	91.20
合計	91.20

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 運用実績

2015年3月31日現在

【基準価額・純資産の推移】

設定日（2007年8月28日）～2015年3月31日



設定日 2008年8月 2009年8月 2010年8月 2011年8月 2012年8月 2013年8月 2014年8月

※分配金再投資基準価額は収益分配金（税引前）を再投資したものとみなして計算したものです。
※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。

【分配の推移(1万口当たり、税引前)】

2014年8月	2,000円
2013年8月	0円
2012年8月	0円
2011年8月	0円
2010年8月	0円
設定来累計	2,000円

【主要な資産の状況】

●組入上位銘柄

銘柄名（銘柄数 株式19 株価連動証券4）	資産	業種	比率
ベトナム外商銀行	株式	銀行	4.7%
マッサングループ	株式	食品・飲料・タバコ	4.3%
ピングループ	株式	不動産	4.0%
モバイル・ワールド・インベストメント	株式	小売	3.8%
DHG製薬	株価連動証券	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.7%
銘柄名（銘柄数 23）	種類	国	比率
MALAYSIA GOVT 4.048% 2021/9/30	国債	マレーシア	4.6%
SINGAPORE GOV' T 3.000% 2024/9/1	国債	シンガポール	3.4%
THAILAND GOVT 3.625% 2023/6/16	国債	タイ	2.8%
INDONESIA GOV' T 8.375% 2024/3/15	国債	インドネシア	2.7%
THAILAND GOVT 3.250% 2017/6/16	国債	タイ	2.1%

※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実買組入比率です。
※株価連動証券については原資産の業種になります。
※同一企業の異なる発行体による株価連動証券については合算した比率になります。

●投資比率

インドシナ地域株式マザーファンド	55.5%
ASEAN地域債券マザーファンド	38.1%
コール・ローン、その他	6.4%
合計	100.0%

※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

【年間収益率の推移（暦年ベース）】



※ファンドの収益率は分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※ファンドにはベンチマークはありません。
※2007年は設定日（8月28日）から年末まで、2015年は年初から3月末までの収益率を表示しています。

- ◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
- ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1 申込（販売）手続等

<訂正前>

ファンドの受益権の購入申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。購入申込は、毎営業日に販売会社で受付けます。ただし、下記の申込不可日のいずれかに該当する日には、購入申込を受付けないものとします。申込不可日につきましては、販売会社にお問い合わせください。

< 申込不可日 >

シンガポール、ホーチミンおよびハノイの証券取引所の休業日

< 訂正後 >

ファンドの受益権の購入申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。購入申込は、毎営業日に販売会社で受付けます。ただし、下記の申込不可日のいずれかに該当する日には、購入申込を受付けないものとします。申込不可日につきましては、販売会社にお問い合わせください。

< 申込不可日 >

シンガポール、ホーチミンおよびハノイの各証券取引所の休業日

3 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

< 訂正前 >

マザーファンドの主な投資対象

- ・ 株 式 : 原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

(略)

< 訂正後 >

マザーファンドの主な投資対象

- ・ 株 式 : 原則として、証券取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

(略)

(5) その他

< 訂正前 >

(略)

__ 関係法人との契約の更改に関する手続

(略)

__ 公告

(略)

__ 運用にかかる報告等開示方法

決算時および償還時に運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書）を作成し、かつ知れている受益者に交付します。

< 訂正後 >

(略)

__ デリバティブ取引の管理

デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

__ 関係法人との契約の更改に関する手続

(略)

__ 公告

(略)

__ 運用にかかる報告等開示方法

決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書(全体版)は、委託者のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4 受益者の権利等

<訂正前>

(略)

(4) 反対者の買取請求権

前述の「3 資産管理等の概要 (5) その他 信託の終了 a. ファンドの繰上償還」に規定する信託契約の解約または前述の「3 資産管理等の概要 (5) その他 信託約款の変更」に規定する信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

<訂正後>

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1 財務諸表

<追加>

中間財務諸表

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、第8期中間計算期間（平成26年8月29日から平成27年2月28日まで）の中間財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

	第8期中間計算期間 (平成27年2月28日現在)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	1,245,171
コール・ローン	157,295,102
親投資信託受益証券	2,689,558,903
未収利息	86
流動資産合計	2,848,099,262
資産合計	2,848,099,262
負債の部	
流動負債	
未払解約金	15,064,493
未払受託者報酬	1,165,122
未払委託者報酬	25,050,121
その他未払費用	116,455
流動負債合計	41,396,191
負債合計	41,396,191
純資産の部	
元本等	
元本	2,459,543,826
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	347,159,245
（分配準備積立金）	65,182,348
元本等合計	2,806,703,071
純資産合計	2,806,703,071
負債純資産合計	2,848,099,262

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

第8期中間計算期間
(自 平成26年8月29日
至 平成27年2月28日)

営業収益	
受取利息	11,008
有価証券売買等損益	204,152,198
営業収益合計	204,163,206
営業費用	
受託者報酬	1,165,122
委託者報酬	25,050,121
その他費用	116,455
営業費用合計	26,331,698
営業利益	177,831,508
経常利益	177,831,508
中間純利益	177,831,508
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	26,773,629
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	115,113,362
剰余金増加額又は欠損金減少額	130,359,673
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	130,359,673
剰余金減少額又は欠損金増加額	49,371,669
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	49,371,669
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	347,159,245

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第8期中間計算期間 (平成27年2月28日現在)	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	2,459,543,826口
2 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1411円
(1万口当たり純資産額)	11,411円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	期 別	第8期中間計算期間 (自平成26年8月29日 至平成27年2月28日)

運用の外部委託費用	当ファンドの主要投資対象であるインドシナ地域株式マザーファンド及びASEAN地域債券マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 インドシナ地域株式マザーファンド	支払金額	5,138,162円
	ASEAN地域債券マザーファンド	支払金額	3,192,305円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第8期中間計算期間 (平成27年2月28日現在)	
1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2 中間貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	

(その他の注記)

1 元本の移動

項目	期別	第8期中間計算期間 (自平成26年8月29日 至平成27年2月28日)
期首元本額		1,924,918,704 円
期中追加設定元本額		1,241,058,781 円
期中一部解約元本額		706,433,659 円

2 デリバティブ取引関係

第8期中間計算期間（自平成26年8月29日 至平成27年2月28日）

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「インドシナ地域株式マザーファンド」及び「ASEAN地域債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

インドシナ地域株式マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科目	対象年月日	(平成27年2月28日現在)
		金額
資産の部		

流動資産	
預金	82,761,317
コール・ローン	44,975,021
株式	1,151,526,891
オプション証券等	355,612,681
未収入金	8,562,200
未収配当金	1,997,811
未収利息	12
流動資産合計	1,645,435,933
資産合計	1,645,435,933
負債の部	
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	1,253,459,130
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	391,976,803
元本等合計	1,645,435,933
純資産合計	1,645,435,933
負債純資産合計	1,645,435,933

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)株式、オプション証券等 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (2)為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益、為替差損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

（平成27年2月28日現在）	
1 計算期間の末日における受益権の総数	1,253,459,130口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.3127円
(1万口当たり純資産額)	13,127円)

(その他の注記)

1 元本の移動

項目	対象年月日	(平成27年2月28日現在)
期首元本額		1,110,146,638 円
期中追加設定元本額		225,149,387 円
期中一部解約元本額		81,836,895 円
期末元本額		1,253,459,130 円
元本の内訳*		
ベトナム・ASEAN・バランスファンド		1,253,459,130 円
合計		1,253,459,130 円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 デリバティブ取引関係

(自平成26年8月29日 至 平成27年2月28日)

該当事項はありません。

ASEAN地域債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科目	対象年月日	(平成27年2月28日現在)
		金額
資産の部		
流動資産		
預金		98,651,828
コール・ローン		21,942,279
国債証券		948,126,443
派生商品評価勘定		41,591
未収利息		5,473,134
前払費用		6,279,340
流動資産合計		1,080,514,615
資産合計		1,080,514,615
負債の部		
流動負債		
前受収益		3,276
未払金		36,362,844
流動負債合計		36,366,120
負債合計		36,366,120
純資産の部		
元本等		
元本		817,653,175
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		226,495,320
元本等合計		1,044,148,495
純資産合計		1,044,148,495
負債純資産合計		1,080,514,615

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1)国債証券、特殊債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、金融商品取引所に上場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価しております。 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）値段 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない） 価額情報会社の提供する価額 なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利害を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。</p> <p>(2)為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。</p>
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益、為替差損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

（平成27年2月28日現在）	
1 計算期間の末日における受益権の総数	817,653,175口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	<p>1口当たり純資産額 1.2770円 （1万口当たり純資産額 12,770円）</p>

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	対象年月日 （平成27年2月28日現在）
期首元本額	571,856,059 円
期中追加設定元本額	287,361,510 円
期中一部解約元本額	41,564,394 円
期末元本額 元本の内訳* ベトナム・ASEAN・バランスファンド 合計	817,653,175 円 817,653,175 円 817,653,175 円

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 デリバティブ取引関係

（自平成26年8月29日 至 平成27年2月28日）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買 建 U S ドル	19,331,400	-	19,366,391	34,991
	売 建 シンガポールドル	19,331,400	-	19,324,800	6,600
合 計		-	-	-	41,591

(注) 1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

平成27年3月31日現在

資産総額	2,754,671,067 円
負債総額	13,582,781 円
純資産総額（ - ）	2,741,088,286 円
発行済数量	2,545,595,612 口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0768 円

（参考）インドシナ地域株式マザーファンド

資産総額	1,558,200,369 円
負債総額	36,774,396 円
純資産総額（ - ）	1,521,425,973 円
発行済数量	1,272,438,784 口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.1957 円

（参考）ASEAN地域債券マザーファンド

資産総額	1,163,665,411 円
負債総額	118,654,940 円
純資産総額（ - ）	1,045,010,471 円

発行済数量	827,107,205 口
1単位当たり純資産額(/)	1.2635 円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

<訂正前>

(1) 資本金の額

平成26年9月末日現在の資本金の額 11億円

(略)

(2) 会社の機構

(略)

会社の機構は平成26年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(1) 資本金の額

平成27年3月末日現在の資本金の額 11億円

(略)

(2) 会社の機構

(略)

会社の機構は平成27年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 事業の内容及び営業の概況

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成27年3月末日現在、179本であり、その純資産総額の合計は731,384百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産額
追加型株式投資信託	146本	608,387百万円
単位型株式投資信託	20本	73,942百万円
追加型公社債投資信託	1本	16,593百万円
単位型公社債投資信託	12本	32,462百万円
合計	179本	731,384百万円

[次へ](#)

3 委託会社等の経理状況

<更新後>

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	第33期 (平成25年3月31日現在)		第34期 (平成26年3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
1. 預金			4,352,656		5,057,972
2. 有価証券			2,000,000		2,000,000
3. 前払費用			57,091		68,916
4. 未収入金			77,226		-
5. 未収委託者報酬			676,084		578,201
6. 未収運用受託報酬			412,970		400,065
7. 繰延税金資産			116,960		96,193
8. その他			601		5,698
流動資産計			7,693,591		8,207,047
固定資産					
1. 有形固定資産					
(1) 建物	1	50,187		43,178	
(2) 器具備品	1	23,315		24,230	
(3) その他		897		897	
2. 無形固定資産					
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		65,893		45,793	
(3) ソフトウェア仮勘定		433		1,601	
3. 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		198,667	533,591	187,596	483,292
(2) 関係会社株式		7,086		5,386	
(3) 長期差入保証金		142,445		141,107	
(4) 繰延税金資産		184,712		148,738	
(5) その他		679		463	
固定資産計			677,181		601,855
資産合計			8,370,773		8,808,902

区分	注記 番号	第33期 (平成25年3月31日現在)		第34期 (平成26年3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
1. 預り金			80,752		60,329
2. 未払金			273,758		415,875
(1) 未払収益分配金		291		665	
(2) 未払償還金		5,658		5,658	
(3) 未払手数料		221,974		197,992	
(4) その他未払金		45,834		211,559	
3. 未払費用			368,212		354,021
4. 未払法人税等			6,858		18,326
5. 未払消費税等			24,035		23,294
6. 賞与引当金			206,147		203,351
7. 役員賞与引当金			26,000		26,000
流動負債計			985,764		1,101,200
固定負債					
1. 退職給付引当金			362,699		374,966
2. 役員退職慰労引当金			15,463		20,830
固定負債計			378,163		395,797
負債合計			1,363,928		1,496,997
(純資産の部)					
株主資本					
1. 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3. 利益剰余金			5,628,577		5,936,462
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,315,787		2,623,672	
株主資本計			7,006,245		7,314,130
評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金			599		2,225
評価・換算差額等計			599		2,225
純資産合計			7,006,844		7,311,904
負債純資産合計			8,370,773		8,808,902

(2) 損益計算書

区分	注記 番号	第33期 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)		第34期 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
1. 委託者報酬			4,391,282		4,889,793
2. 運用受託報酬			1,640,368		1,810,078
3. その他営業収益			-		7,865
営業収益計			6,031,651		6,707,737
営業費用					
1. 支払手数料			1,941,607		2,234,424
2. 広告宣伝費			7,158		26,770
3. 調査費			1,312,244		1,461,086
(1) 調査費		20,689		25,526	
(2) 委託調査費		916,186		1,072,157	
(3) 情報機器関連費		373,546		361,948	
(4) 図書費		1,822		1,453	
4. 委託計算費			164,954		170,888
5. 営業雑経費			137,250		155,892
(1) 通信費		9,999		8,354	
(2) 印刷費		92,168		101,645	
(3) 協会費		10,379		9,917	
(4) 諸会費		2,770		3,284	
(5) 紹介手数料		21,931		32,689	
営業費用計			3,563,215		4,049,062
一般管理費					
1. 給料			1,283,296		1,200,292
(1) 役員報酬		72,306		66,804	
(2) 給料・手当		1,160,622		1,084,917	
(3) 賞与		50,367		48,571	
2. 法定福利費			175,566		166,706
3. 退職金			15,559		4,438
4. 福利厚生費			2,650		2,842
5. 交際費			2,809		3,395
6. 旅費交通費			27,294		20,598
7. 事務委託費			73,323		96,003
8. 租税公課			15,824		18,879
9. 不動産賃借料			159,588		159,588
10. 退職給付費用			60,300		59,465
11. 役員退職慰労引当金繰入			5,262		5,366
12. 賞与引当金繰入			206,147		203,351
13. 役員賞与引当金繰入			26,000		26,000
14. 固定資産減価償却費			56,688		49,718
15. 諸経費			95,739		103,673
一般管理費計			2,206,052		2,120,323
営業利益			262,383		538,351

区分	注記 番号	第33期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第34期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益					
1. 受取配当金	1		86,193		2,187
2. 有価証券利息			601		1,465
3. 受取利息			879		635
4. 時効成立分配金・償還金			249		-
5. その他			899		11
営業外収益計			88,824		4,299
営業外費用					
1. 為替差損			82,502		1,301
2. 雑損失			223		127
営業外費用計			82,725		1,429
経常利益			268,481		541,222
特別利益					
1. 固定資産売却益	2		134		158
2. 投資有価証券売却益			5,943		1,552
特別利益計			6,077		1,710
特別損失					
1. 固定資産除却損	3		2,540		131
2. 投資有価証券売却損			1,090		978
3. 子会社株式評価損			210		-
特別損失計			3,841		1,110
税引前当期純利益			270,718		541,822
法人税、住民税及び事業税			77,758		175,594
法人税等調整額			156,526		58,341
当期純利益			191,950		307,885

(3) 株主資本等変動計算書

第33期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		利益準備金	その他利益剰余金		
					別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,123,836	5,436,626	6,814,294
当期変動額								
剰余金の配当								
当期純利益						191,950	191,950	191,950
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	191,950	191,950	191,950
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,315,787	5,628,577	7,006,245

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	990	990	6,815,285
当期変動額			
剰余金の配当			-
当期純利益			191,950
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	391	391	391
当期変動額合計	391	391	191,559
当期末残高	599	599	7,006,844

第34期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
				別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,315,787	5,628,577	7,006,245
当期変動額								
剰余金の配当								
当期純利益						307,885	307,885	307,885
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	307,885	307,885	307,885
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,623,672	5,936,462	7,314,130

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	599	599	7,006,844
当期変動額			
剰余金の配当			-
当期純利益			307,885
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,825	2,825	2,825
当期変動額合計	2,825	2,825	305,059
当期末残高	2,225	2,225	7,311,904

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第33期 (平成25年3月31日現在)	第34期 (平成26年3月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 84,264千円 器具備品 197,601千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 91,273千円 器具備品 147,915千円

（損益計算書関係）

第33期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	第34期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社からの受取配当金 84,552千円	1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社からの受取配当金 263千円
2 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 器具備品 134千円	2 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 器具備品 158千円
3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 2,540千円	3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 131千円

(株主資本等変動計算書関係)

第33期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第34期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

有価証券は、短期の譲渡性預金であり、市場価格等の変動リスクは軽微であります。

投資有価証券及び関係会社株式は、主に非上場株式、子会社株式及び投資信託であります。非上場株式及び子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は投資手法の開発等を目的に当社が設定する投資信託を取得しているものです。

長期差入保証金については、主に本社ビルの賃貸借契約に係る同居覚書に基づき、親会社へ差入れたものです。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

第33期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	4,352,656	4,352,656	-
(2) 有価証券 其他有価証券	2,000,000	2,000,000	-
(3) 未収委託者報酬	676,084	676,084	-
(4) 未収運用受託報酬	412,970	412,970	-
(5) 投資有価証券 其他有価証券	136,467	136,467	-
資産計	7,578,179	7,578,179	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(291)	(291)	-
未払償還金	(5,658)	(5,658)	-
未払手数料	(221,974)	(221,974)	-
其他未払金	(45,834)	(45,834)	-
(2) 未払費用	(368,212)	(368,212)	-
負債計	(641,970)	(641,970)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券(譲渡性預金)及び投資有価証券(投資信託)

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

(1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	62,200
子会社株式	7,086
長期差入保証金	142,445
合計	211,732

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	4,352,656	-	-
有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	2,000,000	-	-
未収委託者報酬	676,084	-	-
未収運用受託報酬	412,970	-	-
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	1,881	94,790	19,777
合計	7,443,593	94,790	19,777

第34期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,057,972	5,057,972	-
(2) 有価証券			
その他有価証券	2,000,000	2,000,000	-
(3) 未収委託者報酬	578,201	578,201	-
(4) 未収運用受託報酬	400,065	400,065	-
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	125,396	125,396	-
資産計	8,161,636	8,161,636	-
(1) 未払金			
未払収益分配金	(665)	(665)	-
未払償還金	(5,658)	(5,658)	-
未払手数料	(197,992)	(197,992)	-
その他未払金	(211,559)	(211,559)	-
(2) 未払費用	(354,021)	(354,021)	-
負債計	(769,897)	(769,897)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券(譲渡性預金)及び投資有価証券(投資信託)

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

(1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	62,200
子会社株式	5,386
長期差入保証金	141,107
合計	208,693

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	5,057,972	-	-
有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	2,000,000	-	-
未収委託者報酬	578,201	-	-
未収運用受託報酬	400,065	-	-
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	6,220	80,252	38,923
合計	8,042,460	80,252	38,923

（有価証券関係）

第33期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は126,963千円であり、売却益の合計額は5,943千円、売却損の合計額は1,090千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	(1) その他の証券	65,146	75,683	10,536
	小計	65,146	75,683	10,536
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1) その他の証券	2,070,354	2,060,784	9,569
	小計	2,070,354	2,060,784	9,569
合計		2,135,500	2,136,467	967

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

第34期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は59,878千円であり、売却益の合計額は1,552千円、売却損の合計額は978千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	(1) その他の証券	56,700	68,005	11,305
	小計	56,700	68,005	11,305
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1) その他の証券	2,072,154	2,057,390	14,764
	小計	2,072,154	2,057,390	14,764
合計		2,128,854	2,125,396	3,458

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

（退職給付関係）

第33期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年7月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。

2. 退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務 362,699千円

(2) 退職給付引当金 362,699千円

(注) 当社は、対象人員が300名未満と少なく年齢や勤続期間にも偏りがあり、数理計算結果に一定の高い水準の信頼性を得ることが困難であると判断して、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により退職給付債務を算定しております。

3. 退職給付費用に関する事項

退職給付費用

勤務費用	55,676千円
確定拠出年金への掛金支払額	<u>4,623千円</u>
退職給付費用	60,300千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。

第34期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年7月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	362,699千円
退職給付費用	51,813千円
<u>退職給付の支払額</u>	<u>39,547千円</u>
退職給付引当金の期末残高	374,966千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

<u>退職一時金制度の退職給付債務</u>	<u>374,966千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>374,966千円</u>

<u>退職給付引当金</u>	<u>374,966千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>374,966千円</u>

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	51,813千円
----------------	----------

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	7,652千円
--------------	---------

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期（平成25年3月31日現在）	第34期（平成26年3月31日現在）
	（単位：千円）	（単位：千円）
（繰延税金資産）		
賞与引当金	78,356	72,474
未払事業税	1,754	5,734
未払社会保険料	11,094	10,404
貯蔵品	1,598	1,508
退職給付引当金	135,561	141,062
子会社株式評価損	1,451	1,451
連結納税加入に伴う有価証券 時価評価益	23,788	23,363
減価償却超過額否認	5,096	4,418
繰越欠損金	62,041	2,468
その他有価証券評価差額金	-	1,232
その他	9,331	9,322
小計	330,075	273,443
評価性引当額	28,034	28,511
繰延税金資産計	302,040	244,931
（繰延税金負債）		
その他有価証券評価差額金	367	-
繰延税金負債計	367	-
繰延税金資産の純額	301,673	244,931

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第33期（平成25年3月31日現在）	第34期（平成26年3月31日現在）	
法定実効税率	38.0 %	法定実効税率	38.0 %
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.0 %	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1 %
受取配当金等永久に益金に算入されない 項目	11.3 %	受取配当金等永久に益金に算入されない 項目	0.0 %
住民税均等割	0.8 %	住民税均等割	0.4 %
評価性引当額	0.2 %	評価性引当額	0.1 %
税率変更による期末繰延税金資産の減額 修正	-	税率変更による期末繰延税金資産の減額 修正	1.2 %
その他	3.7 %	その他	1.4 %
税効果会計適用後の法人税率の負担率	29.1 %	税効果会計適用後の法人税率の負担率	43.2 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成26年3月31日付で、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が公布され、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれるものについては従来の38.0%から35.6%になります。この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の純額は6百万円減少し、法人税等調整額が6百万円増加しております。

（資産除去債務関係）

第33期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

記載すべき重要な事項はありません。

第34期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

記載すべき重要な事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第33期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第34期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

第33期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都港区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理 役員の兼任	賃借契約に係る敷金の差入 (*1)	-	長期差入保証金	142,395

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

第34期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都港区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理 役員の兼任	賃借契約に係る敷金の差入 (*1)	-	長期差入保証金	141,057
							連結納税に伴う支払予定額	163,840	未払金	163,840

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

第33期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		第34期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
1株当たり純資産額	6,472.83円	1株当たり純資産額	6,754.64円
1株当たり当期純利益金額	177.32円	1株当たり当期純利益金額	284.42円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎		1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
当期純利益（千円）	191,950	当期純利益（千円）	307,885
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	191,950	普通株式に係る当期純利益（千円）	307,885
期中平均株式数（千株）	1,082	期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第35期中間会計期間末 (平成26年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
1. 預金			4,926,368
2. 有価証券			2,000,000
3. 前払費用			78,640
4. 未収委託者報酬			589,935
5. 未収運用受託報酬			449,433
6. 繰延税金資産			37,986
7. その他			9,384
流動資産計			8,091,748
固定資産			
1. 有形固定資産			
(1) 建物	1	40,163	68,885
(2) 器具備品	1	27,825	
(3) その他		897	
2. 無形固定資産			
(1) 電話加入権		2,862	50,029
(2) ソフトウェア		41,934	
(3) ソフトウェア仮勘定		5,231	
3. 投資その他の資産			
(1) 投資有価証券		83,259	383,176
(2) 関係会社株式		5,386	
(3) 長期差入保証金		140,438	
(4) 繰延税金資産		148,882	
(5) その他		5,210	
固定資産計			502,091
資産合計			8,593,839

		第35期中間会計期間末 (平成26年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
1. 預り金			45,504
2. 未払金			268,791
(1) 未払収益分配金		665	
(2) 未払償還金		5,658	
(3) 未払手数料		219,072	
(4) その他未払金		43,395	
3. 未払費用			351,431
4. 未払法人税等			5,926
5. 未払消費税等	2		37,998
6. 前受収益			2,125
7. 賞与引当金			65,582
8. 役員賞与引当金			13,000
流動負債計			790,359
固定負債			
1. 退職給付引当金			381,341
2. 役員退職慰労引当金			23,514
固定負債計			404,855
負債合計			1,195,215
(純資産の部)			
株主資本			
1. 資本金			1,100,000
2. 資本剰余金			277,667
(1) 資本準備金		277,667	
3. 利益剰余金			6,021,747
(1) 利益準備金		175,000	
(2) その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,708,957	
株主資本計			7,399,415
評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金			790
評価・換算差額等計			790
純資産合計			7,398,624
負債純資産合計			8,593,839

(2) 中間損益計算書

		第35期中間会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
1. 委託者報酬			2,229,364
2. 運用受託報酬			895,798
営業収益計			3,125,162
営業費用			
1. 支払手数料			1,097,762
2. 広告宣伝費			2,404
3. 調査費			717,949
(1) 調査費		21,389	
(2) 委託調査費		511,747	
(3) 情報機器関連費		184,157	
(4) 図書費		654	
4. 委託計算費			82,100
5. 営業雑経費			83,017
(1) 通信費		4,223	
(2) 印刷費		54,419	
(3) 協会費		4,489	
(4) 諸会費		1,802	
(5) 紹介手数料		18,082	
営業費用計			1,983,235
一般管理費			
1. 給料			590,609
(1) 役員報酬		33,402	
(2) 給料・手当		549,634	
(3) 賞与		7,572	
2. 法定福利費			74,340
3. 退職金			1,958
4. 福利厚生費			1,718
5. 交際費			2,574
6. 旅費交通費			12,261
7. 事務委託費			45,697
8. 租税公課			7,841
9. 不動産賃借料			79,794
10. 退職給付費用			29,459
11. 役員退職慰労引当金繰入			2,683
12. 賞与引当金繰入			65,582
13. 役員賞与引当金繰入			13,000
14. 固定資産減価償却費	1		20,438
15. 諸経費			50,327
一般管理費計			998,286
営業利益			143,640

		第35期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益			
1. 受取配当金			1,566
2. 有価証券利息			701
3. 受取利息			338
4. その他			5
営業外収益計			2,612
営業外費用			
1. 為替差損			453
2. 雑損失			1,548
営業外費用計			2,001
経常利益			144,251
特別利益			
1. 固定資産売却益			122
2. 投資有価証券売却益			13,529
特別利益計			13,651
特別損失			
1. 投資有価証券売却損			15,323
特別損失計			15,323
税引前中間純利益			142,579
法人税、住民税及び事業税			26
法人税等調整額			57,268
中間純利益			85,284

(3) 中間株主資本等変動計算書

第35期中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		利益準備金	その他利益剰余金		
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,623,672	5,936,462	7,314,130
当中間会計期間 変動額								
剰余金の配当								
中間純利益						85,284	85,284	85,284
株主資本以外の 項目の当中間会 計期間変動額 (純額)								
当中間会計期間 変動額合計	-	-	-	-	-	85,284	85,284	85,284
当中間会計期間末 残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,708,957	6,021,747	7,399,415

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,225	2,225	7,311,904
当中間会計期間 変動額			
剰余金の配当			-
中間純利益			85,284
株主資本以外の 項目の当中間会 計期間変動額 (純額)	1,435	1,435	1,435
当中間会計期間 変動額合計	1,435	1,435	86,719
当中間会計期間末 残高	790	790	7,398,624

重要な会計方針

	第35期中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)				
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>				
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td> <td>8～18年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	建物	8～18年	器具備品	3～15年
建物	8～18年				
器具備品	3～15年				
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間にかかる額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当中間会計期間末における必要額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>				
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>				

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第35期中間会計期間末 （平成26年9月30日現在）	
1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。
	建物 94,288千円
	器具備品 153,234千円
2	消費税等の取扱い
	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

第35期中間会計期間 （自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）	
1	固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。
	有形固定資産 8,333千円
	無形固定資産 12,105千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第35期中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数 （千株）	当中間会計期間増加 株式数（千株）	当中間会計期間減少 株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	4,926,368	4,926,368	-
(2) 有価証券			
その他有価証券	2,000,000	2,000,000	-
(3) 未収委託者報酬	589,935	589,935	-
(4) 未収運用受託報酬	449,433	449,433	-
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	21,059	21,059	-
資産計	7,986,797	7,986,797	-
(1) 未払金			
未払収益分配金	(665)	(665)	-
未払償還金	(5,658)	(5,658)	-
未払手数料	(219,072)	(219,072)	-
その他未払金	(43,395)	(43,395)	-
(2) 未払費用	(351,431)	(351,431)	-
負債計	(620,222)	(620,222)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券（譲渡性預金）及び投資有価証券（投資信託）

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
また、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	62,200
子会社株式	5,386
長期差入保証金	140,438
合計	208,024

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

第35期中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、中間貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	2,300	2,367	67
	小計	2,300	2,367	67
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	2,019,988	2,018,691	1,296
	小計	2,019,988	2,018,691	1,296
合計		2,022,288	2,021,059	1,228

（資産除去債務関係）

記載すべき重要な事項はありません。

（セグメント情報等）

第35期中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(1 株当たり情報)

第35期中間会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)	
1株当たり純資産額	6,834円75銭
1株当たり中間純利益金額	78円78銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎	
中間純利益(千円)	85,284
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	85,284
期中平均株式数(千株)	1,082

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

<更新後>

1 名称、資本金の額及び事業の内容

(1) 受託会社

三井住友信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 342,037百万円（平成26年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 信託事務の一部委託先 >

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 51,000百万円（平成26年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (単位：百万円) (平成26年9月末日現在)	事業の内容
池田泉州T T証券株式会社	1,250	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社	13,500	
S M B Cフレンド証券株式会社	27,270	
株式会社S B I証券	47,937	
高木証券株式会社	11,069	
中銀証券株式会社	2,000	
東海東京証券株式会社	6,000	
西日本シティT T証券株式会社	1,575	
野村證券株式会社	10,000	
浜銀T T証券株式会社	3,307	
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100	
マネックス証券株式会社	12,200	
楽天証券株式会社	7,495	
ワイエム証券株式会社	1,270	
株式会社イオン銀行	51,250	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
三菱U F J信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

日興アセットマネジメント アジア リミテッド

- ・ 資本金の額 4,400万シンガポールドル（平成26年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 有価証券等に係る投資顧問業務を営んでいます。

2 関係業務の概要

「受託会社」は主に以下の業務を行います。

- 信託財産の保管・管理・計算
- 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

「販売会社」は主に以下の業務を行います。

- a．受益権の募集・販売の取扱い
- b．受益権の換金（解約）申込の取扱い
- c．換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- d．目論見書、運用報告書の交付等

「投資顧問会社」は主に以下の業務を行います。

委託会社からマザーファンドの運用の指図に関する権限の一部の委託を受けて運用を行います。

3 資本関係

（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成27年3月末日現在、該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月3日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年11月28日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成27年4月24日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているベトナム・ASEAN・バランスファンドの平成26年8月29日から平成27年2月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ベトナム・ASEAN・バランスファンドの平成27年2月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年8月29日から平成27年2月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

[前へ](#)